

平成28年11月

全水商連会員 各位

全水商連事務局

食品の原料原産地表示について、農林水産省からメールで以下のようなご連絡がありましたので、お知らせ致します。

記

各団体ご担当者様

いつもお世話になっております。

インストア加工された食品の表示について、誤って認識されている事業者の方がいるとのことです。このため、当省の地方出先機関である地方農政局等の職員が、食品表示の巡回調査を行う際に配布している注意喚起のチラシをお送りしますので、会員の方々に対して改めて周知をお願いいたします。

【チラシ】…別紙

主な内容は以下のとおりです。

- ・インストア加工された食品については「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とみなし、食品表示基準では原料原産地表示は義務付けられていない。ただし、仕入れた加工食品を、店舗内で解凍、小分け・再包装する行為は、インストア加工に当たらないため、インストアで行った場合にあっても、添加物、アレルゲン、消費期限等のほか、原材料名、原料原産地名、原産国名 等の表示が必要となります。

※原料原産地名⇒22の加工食品群、個別の4品目について表示義務があります（輸入品の場合を除く。）

* * * * *

農林水産省 食料産業局 食品流通課 食品サービス第2班
課長補佐 斎藤 克昭

【小売店の皆様へ】

惣菜コーナーで販売する加工食品の表示に注意しましょう！

仕入れた加工食品を、店舗内で解凍、小分け・再包装する行為は、インストア加工に当たらないため、添加物、アレルゲン、消費期限等のほか、原材料名、原料原産地名(※)、原産国名(輸入品の場合に限る。)等の表示が必要です。

※22の加工食品群、個別の4品目について表示義務があります。(輸入品の場合を除く。)

【次の場合も、原材料等の表示が必要です。】

- 仕入れたうなぎ蒲焼を、店舗内で温めて、**小分け・再包装**して販売する場合
- 仕入れた塩鮭を、店舗内でカットし、**包装**して販売する場合
- 仕入れた赤飯を、店舗内で蒸し直し、**包装**して販売する場合

冷凍ゆで枝豆

名称:冷凍ゆで枝豆
原材料名:枝豆、食塩
内容量:10kg
賞味期限:〇〇〇
保存方法:-15°C以下
原産国名:台湾
輸入者:〇〇〇



表示例

解凍・小分け・包装



パック入りゆで枝豆

名称:ゆで枝豆
原材料名:枝豆、食塩
内容量:200g
消費期限:〇〇〇
保存方法:4°C以下
原産国名:台湾
加工者:〇〇〇

〇〇農政局 〇〇拠点(連絡先xxxxx-xxxxx-xxxx)

(参考) 消費者庁 食品表示基準Q & A (抜粋)

(加工ー192) インストア加工された食品に、原料原産地表示は必要ですか。

(答)

インストア加工された食品については、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」とみなし、食品表示基準では原料原産地表示は義務付けられていません。



ただし、仕入れ、解凍、小分け・再包装等の行為については、
インストア加工には当たらないため、インストアで行った場合
にあっても表示を行う必要があります。例えば、冷凍状態で
仕入れたタレ付き肉を、インストアで解凍及び包装して販売す
る場合、原料原産地表示を含めた加工食品としての表示が
必要です。



食品表示基準Q&A



http://www.caa.go.jp/foods/pdf/151224_qa-togo.pdf